

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	後期高齢者医療制度関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩手県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岩手県後期高齢者医療広域連合

公表日

平成29年2月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の概要	<制度内容> 後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に関する保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。 後期高齢者医療制度では、適用年齢(75歳以上)になると、現在加入している国民健康保険や健康保険組合から移行となり、後期高齢者だけの独立した医療制度に組み入れられるという点や、徴収方法が年金からの特別徴収(天引き)が基本となっている点等が特徴として挙げられる。 後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合(その都道府県の区域内の全市区町村が加入する広域連合)(以下「広域連合」という。)が設置され、保険者となる。政令指定都市も独立した運営ではなく、その市がある都道府県の広域連合に参加することになる。なお、保険料の徴収事務や申請・届出の受付、窓口業務については市区町村が処理する事務とされている。 対象となる被保険者は、広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の高齢者と、広域連合の区域内に住所を有する65～74歳の者であって、広域連合から障害等による被保険者資格の認定を受けた者である。 後期高齢者医療制度における療養の給付等については、概ね健康保険と同様の給付が行われる。また、加入者全員が「被保険者」となる(「被扶養者」という概念はない。)ため、健康保険に定める「家族給付」は存在しない。 後期高齢者医療制度の財政は、医療給付費の約5割を公費(内訳は国:都道府県:市区町村=4:1:1)で、約4割を各医療保険の加入者で負担し(後期高齢者交付金)、残りの約1割を被保険者の保険料で負担するように設定されている。 また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))または国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が高齢者の医療の確保に関する法律に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー」という。))及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金等に一元的に委託することが可能になった。 <事務内容>(※詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照) 後期高齢者医療制度では、各都道府県の広域連合と市区町村が連携して事務を行う。 基本的な役割分担は、 ・広域連合:被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付 ・市区町村:各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 1. 資格管理業務 ・被保険者証等の即時交付申請 住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合において即時に審査・決定を行い、市区町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する(※1)。 ・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動 市区町村から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等特定して被保険者資格の審査・決定を行い、市区町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する(※1)。上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。 (※1)他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。 2. 賦課・収納業務 ・保険料賦課 市区町村から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、市区町村から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する(※2)。 ・保険料収納管理 広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、市区町村において保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知し、普通徴収の場合は当該住民に納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。 (※2)保険料賦課にあたり所得情報等の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。 3. 給付業務 ・市区町村において住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において療

	養費支給の認定処理を行い、広域連合から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する(※3)。 (※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。 4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務) ・平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、広域連合からの委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、広域連合から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う(※4)。 ・また、医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を中間サーバーより受領し、広域連合において管理する。 (※4)資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情報を更新する。 5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ・中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、システムの自動処理により、医療保険者等の論理区画(副本情報)から提供に必要な情報を取得して情報提供が実施できるように、被保険者資格情報及び給付に関する情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う。 6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会(※5)は、中間サーバーが集約して実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。 ・また、中間サーバーから情報照会結果等を受領し、広域連合において管理する。 (※5)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。 7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務) ・市区町村から個人番号が取得できない場合や、個人番号または基本4情報を確認する必要がある場合には、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。
③システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。) ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条及び同法別表第一の59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条 ・住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住民基本台帳法」という。)第30条の9
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 - 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、26、27、33、39、42、58、62、80、82、87、93、 - 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条 ・高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託)

④/⑤/⑥/⑦/⑧/⑨/⑩/⑪/⑫/⑬/⑭/⑮/⑯/⑰/⑱/⑲/⑳/㉑/㉒/㉓/㉔/㉕/㉖/㉗/㉘/㉙/㉚/㉛/㉜/㉝/㉞/㉟/㊱/㊲/㊳/㊴/㊵/㊶/㊷/㊸/㊹/㊺/㊻/㊼/㊽/㊾/㊿	(照会)第1項 第1号 (提供)第1項 第2号 (委託)第2項 当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務課
②所属長	総務課長 浅沼 聡
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒020-8510 岩手県盛岡市山王町4番1号 岩手県自治会館4階 岩手県後期高齢者医療広域連合事務局 総務課 ※ 郵送の場合のあて先についても同様
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒020-8510 岩手県盛岡市山王町4番1号 岩手県自治会館4階 岩手県後期高齢者医療広域連合事務局 総務課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月9日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要	都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合(その 都道府県の区域内の全市区町村が加入する広 域連合)	都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合(その 都道府県の区域内の全市区町村が加入する広 域連合)(以下「広域連合」という。)	事前	
平成29年2月9日	同上	記載なし(追記)	また、他の医療保険者等と共同して「被保険者 等に係る情報の収集または整理に関する事務」 及び「被保険者等に係る情報の利用または提供 に関する事務」を「社会保険診療報酬支払基金 (以下「支払基金」という。)または国民健康保険 団体連合会(以下「国保連合会」という。)」(以下「 支払基金等」という。)に委託することができる旨 の規定が高齢者の医療の確保に関する法律に 盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者 枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供 ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、 加入者の本人確認に係る事務、その事務処理 に必要な情報提供ネットワークシステムに接続 する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「 中間サーバー」という。)及び住民基本台帳ネット ワークシステムに接続するためのサーバーの運 用・管理を支払基金等に一元的に委託すること が可能になった。	事前	
平成29年2月9日	同上	後期高齢者医療広域連合	広域連合		
平成29年2月9日	同上	住民から個人番号が記入された被保険者資格 に関する届出を受け付け、広域連合において即 時に審査・決定を行い、市区町村から当該住民 に対して被保険者証等を発行する。	住民から個人番号が記入された被保険者資格 に関する届出を受け付け、広域連合において即 時に審査・決定を行い、市区町村から当該住民 に対して被保険者証等を発行する(※1)。	事前	
平成29年2月9日	同上	市区町村から広域連合に住民基本台帳等の情 報を送付し、広域連合において年齢到達者等を 特定して被保険者資格の審査・決定を行い、市 区町村から当該住民に対して被保険者証等を 発行する。	市区町村から広域連合に住民基本台帳等の情 報を送付し、広域連合において年齢到達者等を 特定して被保険者資格の審査・決定を行い、市 区町村から当該住民に対して被保険者証等を 発行する(※1)。	事前	
平成29年2月9日	同上	記載なし(追記)	(※1)他の保険者から新規加入してきた被保険 者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合 は、情報提供ネットワークシステムを利用して従 前の保険者に情報照会し、資格喪失しているこ とを確認することも可能。	事前	
平成29年2月9日	同上	市区町村から広域連合に所得情報等を送付し、 広域連合において賦課計算を行い保険料賦課 額を決定した上で、市区町村から当該住民に対 して賦課決定通知書等で通知する。	市区町村から広域連合に所得情報等を送付し、 広域連合において賦課計算を行い保険料賦課 額を決定した上で、市区町村から当該住民に対 して賦課決定通知書等で通知する(※2)。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月9日	同上	記載なし(追記)	(※2)保険料賦課にあたり所得情報等の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。	事前	
平成29年2月9日	同上	市区町村において住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において療養費支給の認定処理を行い、広域連合から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。	市区町村において住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において療養費支給の認定処理を行い、広域連合から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する(※3)。	事前	
平成29年2月9日	同上	記載なし(追記)	(※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。	事前	
平成29年2月9日	同上	※後期高齢者医療制度関係事務における番号制度対応のスケジュール 平成29年7月からの地方公共団体等との情報連携の開始に向けて、システム改修を2段階で実施する予定である。具体的には、まず、①一次対応として、平成28年1月の個人番号の利用開始にあわせ、個人番号と後期高齢者医療制度関係事務で使用する情報を紐付け、個人番号から業務情報を検索できる仕組みを構築し、次いで、②二次対応として、平成29年7月から開始される情報連携に対応する機能を構築することとしている。 特定個人情報保護評価についてはシステム改修に併せて2段階で実施する予定である。本評価書は、上記の一次対応について評価したものであり、今後、二次対応に合わせて評価の再実施を行う予定である。	削除	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月9日	同上	記載なし(追記)	4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務) ・平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、広域連合からの委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うため、広域連合から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う(※4)。 ・また、医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を中間サーバーより受領し、広域連合において管理する。 (※4)資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情報を更新する。 5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ・中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、システムの自動処理により、医療保険者等の論理区画(副本情報)から提供に必要となる情報を取得して情報提供が実施できるように、被保険者資格情報及び給付に関する情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う (次に続く)	事前	
平成29年2月9日	同上	記載なし(追記)	6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会(※5)は、中間サーバーが集約して実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。 ・また、中間サーバーから情報照会結果等を受領し、広域連合において管理する。 (※5)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。 7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務) ・市区町村から個人番号が取得できない場合や、個人番号または基本4情報を確認する必要がある場合には、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月9日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称	記載なし(追記)	中間サーバー	事前	
平成29年2月9日	I 関連情報 3.個人番号の利 用 法令上の根拠	記載なし(追記)	・住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下 「住民基本台帳法」という。)第30条の9	事前	
平成29年2月9日	I 関連情報 4.情報提供ネッ トワークシステムによる情報連 携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
平成29年2月9日	I 関連情報 4.情報提供ネッ トワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	記載なし(追記)	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令 第43条 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、26、27、 33、39、42、58、62、80、82、87、93、 番号利用法別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3 条、 第4条、第5条、第19条、第20 条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条 ・高齢者の医療の確保に関する法律第165条の 2(支払基金等への事務の委託) (照会)第1項 第1号 (提供)第1項 第2号 (委託)第2項 当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する 法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネッ トワークシステムを通じた情報照会・提供事務を 委託する。情報提供ネットワークシステムを通じ て取得した情報を保険給付の支給等の事務に 活用するのは当広域連合であるが、情報提供 ネットワークシステムに接続する主体は支払基 金である。		
平成29年2月9日	IIしきい値判断項目1.対象人 数 評価対象の事務の対象人 数は何人か いつ時点の集計 か	平成27年4月1日時点	平成28年12月1日時点		
平成29年2月9日	IIしきい値判断項目1.対象人 数 特定個人情報ファイルの 取扱者数は500人以上か い つ時点の計算か	平成27年4月1日時点	平成28年12月1日時点		